

令和元年度 第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時 令和元年8月26日（月）13:30～15:00

場 所 浜松市役所本館8階 802会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 議 事
 - (1) 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要
 - (2) 平成30年度の状況報告
 - (3) 各機関の取組
 - (4) 第2回いじめ問題対策連絡協議会について
 - (5) その他
- 4 事務連絡
- 5 閉 会

主な発言内容

(1) 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要

<浜松市こども家庭部次世代育成課長補佐 松下 直樹>

- 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の要綱の第1条に定められているように、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条の規定により策定された「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び諸団体の連携を図るために、浜松市いじめ問題対策連絡協議会を設置した。今年で6年目。
- 第2条に規定されているように、当協議会の所掌事項は「いじめ防止等の対策に関すること」「いじめ防止等の対策の調査研究に関すること」「いじめ防止等の啓発活動に関すること」「その他いじめ防止等に係る施策の推進に関し市長が必要と認める事項」の4点を掲げて、連携を図るために必要な内容を協議すると定めている。
- 組織については、第3条に定められているとおりである。
- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の「第2 浜松市のいじめの防止等のための対策」では、「1 浜松市の役割」「2 家庭の役割」「3 学校の役割」「4 地域の役割」の4点を掲げている。この基本方針では、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの早期対応」「重大ないじめの問題への対処」について言及しているが、当協議会では、まずは、重大ないじめが起きないよう「い

じめの未然防止」「いじめの早期発見」に向けた有用な手立てを参加委員から意見をいただく中で構築し、情報共有していきたいと考えている。そのためには、「家庭と学校と地域が、いじめから子どもを救う」と申し上げたが、ここに行政そして連携というキーワードを加え、「家庭と学校と地域そして行政が連携し、いじめから子どもを救う」ということを念頭に置き、当協議会を運営していきたいと考える。

- 一昨年、対象年齢に応じた各機関のいじめに対する活動内容をまとめた「浜松市いじめ問題対策取組一覧」という表を作成した。後ほどこれをもとに各機関から活動報告をいただくが、一覧表を活用し、より内容の濃い議論となることを期待する。

(2) 平成30年度の状況報告

＜浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸＞

(平成30年度の実態)

- 全国のいじめの認知件数の推移を見ると、平成6年度、18年度、25年度にいじめの件数が増加していることが分かる。これは、文部科学省から示されている「いじめの定義」が変更されたためである。それぞれの時期に、全国各地で発生した深刻ないじめ問題に対して、より適切な対応をとるため、小さなことでもいじめとして捉え、被害者に寄り添い、組織的に対応するという方針のもと、「いじめの定義」が変更されてきた。平成25年には、いじめ防止対策推進法が制定され、以降「いじめ」という言葉は、非常に広い意味を持っている。現在、国のデータは、平成29年度分まで、集計されている。日本全国の各学校において、教職員一人一人が積極的にいじめを認知し、丁寧に対応している結果、平成29年度にはいじめの認知件数が過去最多のおよそ41万件となった。平成28年度の32万件から、1年間で9万件的増加という大きな伸びを示している。
- 平成30年度の浜松市のいじめの認知件数は、小学校が895件、中学校が509件となっている。合計1,404件である。この数字は、平成29年度の合計1,397件、平成28年度の合計1,449件とほぼ同数で大きな変化は見られていないことが分かる。浜松市においても、いじめ防止対策推進法の制定を受け、小さなことであってもいじめとして捉えている。いじめを絶対に許さないためにも、いじめを絶対に見逃さないという考え方に基づいて、積極的ないじめの認知に努めてきた。全国の統計と同様に、数年前までは、浜松市のいじめ認知件数も、増加傾向にあったが、ここ3年間の数字には大きな変化がなく、高止まりの状態となっている。これは、浜松市内の各学校において、「いじめという言葉の定義」がきちんと認識されてきた結果であると考えられる。もちろん、いじめは大人が見ていないときに起こるものだと思われ、親にも先生にも、友達にも言い出しにくいものだから、実際はいじめ件数はもっと多いのかもしれない。引き続き、危機感を持って、きめ細やかに対応していきたいと考えている。
- 認知したいじめの問題が解消した、といういわゆる「いじめの解消率」について説明する。これは、低下傾向にある。この傾向は、「いじめが解消した」と安易に判断をしてはならない、という国の方針によ

り、全国的に見られてきている傾向である。いじめの事実を確認して、指導をして、謝罪をしても、それをもって直ちに「いじめの解消」とはしない。被害者側が、「もう大丈夫」と言ったとしても、それをもって直ちに「いじめの解消」とはしない。事実の確認や指導をしたことによって、いじめが水面下に潜ってしまうこともあり得る。そう考えて、より慎重に、より丁寧に見届けをするため、各学校では、安易に「いじめ解消」とせず、「今後も継続的に見守りをする必要がある」と判断をするようにしている。このため、解消率は低下傾向にあるということになる。

- いじめの態様及び対策について説明する。平成30年度、浜松市の小中学校において、いじめの態様として多いのは「冷やかし・悪口」で、約50%を占めている。次いで多いのが「軽い暴力行為」で、約20%である。加害者が冗談半分・ふざけ半分でやった行為が、やられた側にとっては法律上のいじめとなる。そういった事例も多いと考えられる。また、近年よく話題になっているネットいじめは全体の1%となっている。各校で積極的に情報モラル講座等を行っている結果、低い水準に抑えられていると考えられる。
- 教職員一人一人が「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、子供の小さなサインを見逃すことがないように、児童理解・生徒理解に努めなければならない。また、いじめに関する研修を通じ、初期対応等、指導上の留意点について共通理解を図り、各学校の「いじめの防止のための基本方針」に則って、組織的な対応を図ることが大切である。それらをポイントとして、より効果的に未然防止、早期発見・早期対応を進めていくことができるよう努めている。

(質疑・意見)

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- いじめの定義が途中から変わったのは何年からのことか。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸>

- 平成6年、18年、25年である。

(質疑・意見)

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- 平成25年以降は同じ基準で集計をしていることでよいか。説明によれば、基準が変わったので数が増えているとのことだが、平成25～27年は同じ基準で集計しているはずだから、それでも増えているということか。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸>

- 全国的には増加傾向にある。浜松についてはこの3年間高止まりの状態。

(質疑・意見)

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- 「安易に解決したと判断しない対応をしているために解消率が低下している」とのことだが、ならば小学校・中学校共に解消率が低下していくはずだが、資料によれば小学校では増加、中学校では低下している。これは小学校と中学校で「いじめの解消」に対する考え方が違うのか。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸>

- 平成28年については小学校・中学校において特徴が見られるが、平成29、30年については大きな違いは見られない。小学校・中学校において「解消」についての理解に差はない。小学校・中学校の担当者を集めて研修会を開催し、安易に解消したと判断せずきちんと見届けるよう伝えている。

(質疑・意見)

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- 小学校の解消率が増加しているということは、小学校でのいじめ対応は効果が表れているということか。中学校のいじめは難しい問題なので、学校でもいろいろな対応をしているがなかなか解消しないということか。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸>

- 中学校は解消していない、小学校は解消しているという捉え方だと語弊がある。学校として見届けを継続的に行っていくという姿勢の表れとしての数字。

(質疑・意見)

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- 小学校・中学校どちらも頑張って対応してくれているし、棒グラフにも大きな違いが見られないのだから「中学で解消率低下」と書くより、「中学のいじめ問題には小学校ではないような難しい問題があるから中学はなかなか解消率が増加しない」という書きの方が理解を得られる。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会幹事 山元 壘>

- 統計的な話だが、件数比較で横ばいだが、分母である児童生徒数が年々減少傾向であると考えれば、総児童生徒数に対する件数の割合は増加しているという認識も持っていた方が良い。

(質疑・意見)

<浜松市こども家庭部児童相談所長 鈴木 勝>

- 教育委員会が把握している件数には私立の件数は反映されているのか。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸>

- 反映されていない。

(質疑・意見)

<浜松市こども家庭部児童相談所長 鈴木 勝>

- 把握についてどうか。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸>

- 「全国の統計」には入っている。

<静岡県私学協会西部支部長 大庭 知世>

- 私立は、中学校も高等学校もいじめがあれば件数を県に報告している。

<浜松市こども家庭部児童相談所長 鈴木 勝>

- 浜松市のいじめ問題として考えるのなら、私立を別枠にする必要はない。一緒にして考えていかないと、「地域で見守り育てる」と言いながら、私立は別であるというのは解釈としていかがなものか。

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- 私立へ通う子供は地域で見守る必要がないということ。悪く言うとそういうことになり、全体の論調と矛盾する。

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 小田切 峰二>

- 私立・公立の隔てなく、数字を把握することも大切なので今後の参考にする。

(3) 各機関の取組

<浜松市こども家庭部次世代育成課副主幹 足立 敏久>

(表の説明)

- 当協議会として、各委員の意見を参考にして平成29年度作成した表の説明をする。ねらいは三つ。

①各機関がどのような取組を行っているのかの相互理解。

②相互理解を踏まえ、機関の枠を超えて一緒に取り組めることがあるのではないかとこの連携強化。

③一覧化することで、取組の濃淡が分かり、対象を拡大する必要があるのではないかとこの気づき。

一覧の見方は、表側には各機関ごとに「未然防止」「早期発見」「早期対応」に区分されている。表頭は取組の対象で、対象ごとに「本人」「保護者」に区分されている。表側と表頭をクロスさせることにより、

どの機関が誰を対象にどのような取組を実施しているかを一覧で確認できる。一覧を相互理解、連携強化に役立てたい。

(行政の取組)

<浜松市子ども家庭部次世代育成課 徳井 雅子>

- 行政の取組のうち、次世代育成課・青少年育成センターが実施している取組から説明する。
- 未就学児の保護者から教職員を対象に、「ネットいじめ防止の情報モラル講座」を実施している。今年度は、8月上旬までに41件の講座を実施、9月以降4件の申込を既に受け付けている。今後、申込を受け付けるものも含め、ほぼ昨年と同程度の件数の実施を見込んでいる。ここ数年の傾向として、私立中学校からの依頼が初めて入ったこと、高校からの講座依頼が増加していること、小学校からの講座依頼が年々増加していることが挙げられる。「情報モラル講座」は、「E 教職員」の列を見ると、早期発見・早期対応に寄与するものと捉えている。「いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめの「未然防止」のため、関係機関の代表の方に参集いただき情報共有、情報交換を行っている。「補導・声掛け活動」は、浜松駅周辺と市内48中学校区で巡回・声掛けを通して、非行の未然防止や早期発見、早期対応、青少年の健全育成を目的とする。

(浜松市教育委員会の取組)

<浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸>

- 浜松市教育委員会としての、いじめ防止対策のための取組について、順番に紹介する。
- 今年度の三遠南信中学生交流会は、「いじめ」とは異なるテーマで交流会を行ったので、説明は省略する。
- 全国いじめ問題子どもサミットから、簡単に説明する。毎年、文部科学省主催で各都道府県及び政令指定都市から代表生徒が集まり、いじめ対策の取組についてポスターセッションやグループ協議等を行う。いじめ防止のリーダーを養成することと、いじめ対策のための多様な取組を一層推進していくことを目的としている。代表生徒には、各学校の取組に還元し、生徒自身が「いじめを生まない、いじめを許さない学校づくり」を行うことを願っている。
- 電話相談体制の整備について説明する。浜松市教育委員会の教育総合支援センターを拠点として、24時間の電話相談体制を整備し、いじめの早期発見、早期対応に努めている。相談窓口を紹介した便りやカードを配付し、悩みを抱えた子供や保護者が相談することができるよう体制づくりに努めている。
- 学校ネットパトロールの実施について説明する。いじめ防止対策推進法の第2条により、いじめの定義の中に、インターネットによるいじめが明記された。それに伴い、ネットパトロールを実施している。ネット上の子供たちの書き込みについて状況把握を行い、いじめや問題行動への対策を行っている。また、このような分野では家庭における子供への指導、家庭における見届けが不可欠になるので、保護者向けリーフレットの作成、配布も行っている。
- 生徒指導推進協力員の派遣について説明する。生徒指導推進協力員は、問題行動への対応や、いじめの

未然防止及び解消等のため、各小中学校を巡回し、情報収集に努めている。本年度は、元小学校教員で学校経営や生徒指導の経験が豊富な方を協力員として任用している。また、具体的な事案については、児童生徒や保護者の心のケアに努めたり、福祉分野等、関係機関との連携をスムーズに進めたりするため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを各小中学校に派遣している。

- いじめ対策コーディネーターの研修は教職員対象の取組である。浜松市では、学校のいじめ対策の中心となって取り組む「いじめ対策コーディネーター」を全小中学校に1人ずつ位置付けている。教育委員会として、いじめ対策コーディネーターを対象とした研修会を年間3回開催している。昨年度、第2回の連絡協議会でご覧いただいたとおり、講義や演習、事例を挙げての研修を行い、いじめの未然防止や、早期発見・早期対応が適切に行えるよう、資質向上に努めている。
- いじめ問題の取組に関する振り返りについて説明する。校長、教頭、及び教職員一人一人がいじめ問題の重大性を正しく認識し、より適切な対応ができるようにするため、毎年、年度末に総点検を実施している。「法律の定義に基づいた、いじめの認知がきちんと出来ているか」「組織的に対応することが出来ているか」など、六つのカテゴリに分類して点検を行っている。

(浜松市PTA連絡協議会の取組)

<浜松市PTA連絡協議会幹事 山元 壘>

- 浜松市PTA連絡協議会は、PTA会員の中において、保護者つまり大人のための組織である。浜松市PTA連絡協議会としては、いじめは命にかかわる重要なテーマとして位置付けている。保護者の代表者であるPTA役員を対象とした講演会や研修会を開催して、PTA会員に情報提供を行い、それを各学校のPTAに周知していただく形で運営している。
- 年間3回の講演会及び研修会を実施して各学校のPTA役員の参加をお願いしている。年3回の講演会・研修会の内容は、毎年6月に開催される青少年問題研修会、参加者約220人、今年度は6月22日に行われた。「青少年の現状と課題」というテーマで青少年育成センターより講師を招いた。当日、「子育てとインターネット」をテーマとしてNPO法人の浜松子どもメディアリテラシー研究所の理事長にも話していただいた。二つ目として、毎年9月に開催する浜松市PTA指導者研修会がある。今年度は9月7日の土曜日に開催予定。参加者は250人程度を予定。教育長の講話の後、六つの分科会に分かれて講師から講話をいただく方式でいじめの問題にかかわる分科会についても開催する。三つ目は、毎年12月に開催する教育講演会。今年度は12月7日(土)に開催予定だが、講師やテーマが決まっていないので、2回目以降案内できればと思っている。参加者は例年250人程度。
- 今年度は8月23日、24日に開催された日本PTA全国研究大会の特別第1分科会に参加してきた。特別第一分科会というのは研究課題として「いじめなんてかわこわい わが子を当事者にさせないために」をテーマとした基調講演があり、浜松市PTA連絡協議会の役員及び各小中学校のPTA役員の希望者に参加してもらった。

(小学校の取組)

<浜松市立赤佐小学校長 池端 利恭>

- いじめ防止の基本的な方針は、市の方針を受けて各学校で方針を策定している。策定したものを教職員や保護者にいかに周知するかの工夫をそれぞれの学校で行っている。学校においては現在教職員の大量交代期をむかえていて、経験の浅い教職員が増えていることから、基本方針の理解を十分に進められるよう、職員会議や職員研修の場をもとにして、「何がいじめに該当するか」や「いじめへの対応の仕方」などについて理解を深める機会を設けている。先ほどの数字に関する質問の中で、学校の中での見方が変わってきていることが大きく関係している。
- 安心して学校生活を送るためのアンケートの実施について、定期的なものは学期に1回実施している。アンケートはとり方ととった後の見方が難しく、ただ単にアンケートを実施すればよいというものではない。どのような投げかけをして有効なアンケートをとるか、書いてある内容をどう扱うか、例えば、書いてある内容を消して「なし」と書いてあるなど注意が必要なケースもあるので、各学校はよりきめ細やかな情報収集に努めている。
- 学校での教育活動に関して、小学校においては道徳教育が新しい内容になり、これまでの副読本を使って行う道徳から、具体的な場面に即した内容で、「考え、議論する道徳」へと変化している。実際に自分の意見を積極的に言っていく、または実際の生活の場面を想定するような道徳科の授業を行い、人間関係の能力を高めていくことを意識して進めている。併せて、学級活動や短学活の中で構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを実施し、教科の学習以外の部分でも人間関係のスキルを高めていけるような取組を重ねている。学校においては教科の授業が中心なので、いじめの中でも多くある冷やかし・からかいが授業の中で許されない雰囲気づくりを教職員の中で意識して進められている。
- 個別相談の実施はアンケート結果をもとにしたり、あるいは小学校の場合は子供たちの様子を毎日一緒に生活している学級担任が見て、心配なことがあったらその都度対応したりしていく形で取り組んでいる。いじめ対策委員会について、基本方針の中では対策委員会のメンバーは役付きの教職員が中心になっているが、実際には経験の浅い若い教職員の資質・能力を高めていくということから多くの学校では毎月行われている子供の情報交換の場を利用しながら、情報交換が研修の場であるという形の取組をしているところが多い。

(中学校の取組)

<浜松市立江西中学校長 玉木 言明>

- 小学校と重なるところもあるが、中学校として話す。いじめはどこにでも誰にでも起こりうるということを前提に、我々教職員はいじめの対応には生徒の変化や発信しているサインに気付く能力と共に、生徒又は保護者が気軽に相談できる信頼関係を築くことが非常に重要であると考えている。生徒や保護者との信頼関係はいじめの未然防止や早期発見に非常に大きく関係してくるが、逆にいじめの解決についても非

常に大事であると感じている。日頃から子供たちだけでなく保護者との信頼関係がいじめの未然防止等すべてにおいて解決に向けて大切なことだと思う。小中だけでなく高等学校についても言えること。

- いじめ防止等の基本的な方針はどの学校にも整備されている。特に、年度当初の職員会議等で、この方針について若手の先生や新しく来られた先生を含め、全体での共通理解を図っている。また、年度末には子供たち、教職員、地域、保護者にアンケートをとって、いじめの対応についてどうだったのかの評価をいただき、その評価をもとに毎年方針を見直し、取組が有効的に機能するかどうかを検証している。
- 学校体制としては、いじめ対策コーディネーターが中心となって、中学校では各学年に生徒指導の担当がおり、生徒指導主事をはじめ全職員で対応している。個別相談においては、担任もできる限り随時行っているが、養護教諭やスクールカウンセラーなど担任以外にも気軽に相談できる体制を心掛けている。方針にあるように、本校においては毎週月曜日に生活部会を開き、その中にいじめ対策委員会を置いている。管理職だけではなく全職員がいじめの実態を周知することを目的にしている。特に、管理職が知らなかったという事態は避けたいので、この委員会によって全職員がいじめの対応について、何が起きているのかということも含めて周知するようにしている。また、対応して解消したかどうかは学校としてつかみにくいので、対応した案件については委員会で、そのあとも加害・被害の生徒がどのような生活をしているかを各学年から報告するようにしている。委員会には都合が合えばスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも参加を要請して学校の実態についてコメントしてもらっている。
- アンケートは、本校は年間4回行っている。そのうち1回は無記名で行い確実にいじめの実態をつかむよう工夫している。無記名のアンケートを行うことによって、教職員が気付いていなかったいじめについても出てくる可能性があり、実際そのような発見もあった。無記名アンケートは生徒会など子供たちとともに、学校の実態について把握し、子供たちが自治的にいじめの問題をどうするかについて考える機会にもしている。このような取組を通して学校からいじめをなくそうと取り組んでいる。

(高等学校の取組)

<静岡県私学協会西部支部長 大庭 知世>

- 浜松市内には県立、市立、私立と様々な高校があり、それぞれの学校が各校でいじめの対策を行っている。
- いじめ防止のための基本方針は私学の方ではそれぞれ学校のホームページで公開するという形で作成している。情報モラル講座についても各校で行っている。メディアリテラシーの理事長にお世話になっている学校も年々増えてきている。高校の仕組みについてお伝えする。公立、私立が一緒に加盟している西遠地区生徒指導研究協議会がある。各校の生徒指導担当が集まり、補導部会がある。その中で生活問題としてのいじめがあった場合に報告がある。調査部会では情報モラルも含めた生徒指導の研修を担当教員が行い、希望者には一般教員でも参加できる形になっている。私学については私学協会の中に生徒指導部会があり、情報交換と部会に属する教員の情報モラルや人権に関する研修を行っている。人権教育の研修会が

年1回あり、私立の学校からは小中高含めて必ず1人は参加することになっている。若手、中堅、リーダーに対する研修会でも人権教育に関する内容、カウンセリングの面からも生徒指導の研修を毎年実施している。

(浜松市青少年健全育成会連絡協議会の取組)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会副会長 名波 弘充>

- 健全育成会として、「地域の子供は、地域で見守り育てる」を合言葉に、ひとりひとりにいい声掛けデーに毎年取り組んでいる。11月11日を基準日として、不審者が地域に入り込めない雰囲気や、いじめを見逃さない地域づくりを目指している。連絡協議会として、各育成会で共通して取り組んでいる。例えば開成中学校区は、四つの小中学校で声掛け運動に取り組んだ。参加者の感想としては、「子供たちと元気にあいさつできて気持ちよかった」「1日が晴れやかな気持ちで過ごせた」などがあつた。一部には、「いきなり子供たちに声掛けをすることによって不審者と思われないか」というような感想もあり、難しさもあることが分かった。しかしながら先ほどから話題になっている、信頼関係をどう築くかということで、地域の大人との信頼関係が大事である。そのためには継続して声掛けを行い、顔見知りとなり信頼関係をさらに深めていくことができるのではないかと思います。今後も子供たちが地域の大人に見守られているという安心感が得られるようにいじめの未然防止につなげて行くような活動を継続したいと思う。また、子供は将来地域を支えてくれる宝物であるから、地域の行事にできるだけ子供たちを取り込んでいきたい。いかに子供たちを地域の行事に参加させるかということで、夏祭り、秋祭り、運動会、球技大会、敬老会などへ取り込んでいく努力をしている。

(浜松市民生委員児童委員協議会の取組)

<浜松市民生委員児童委員連絡協議会会長 稲田 謙一>

- 民生主任児童委員による学校訪問や家庭訪問による声掛けはいじめの対策の取組だけではなく、民生委員児童委員活動の一環としての取組である。
- 地区によっては情報共有に関する立場(考え方)の違いから、学校、地域、関係機関の連携や協働が十分図れていない部分があるように思う。地区によっていじめの件数にばらつきがあるのだろうが、みんなで現状と情報を共有してその中からどういう取組、どういう連携と協働が可能なのかをみんなで考えていくしかない。いじめの問題は学校の中で起こることが多い。ただ学校の範囲を超える形で地域として何か協力できることがあればぜひさせていただきたいと思う。学校だけが大変な思いをしている状態は心配で、何とかしなければいけないと思っている。いじめがもしあるならば、何ができるかを話し合っていきたい。
- PTAと民生委員のつながりをもっと強めなければならない。年に1~2回程度問題を共有する話し合いの場がもてればいじめの問題でも前に出ている感じがしている。地域としては子供たちのことはすごく心配している。もし問題があれば言ってもらえればこの地域であっても学校やPTAと一緒に取り組んでいけると考える。

(浜松市警察部の取組)

＜浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 今福 剛久＞

- 警察の取組について説明する。県下では警察署や拠点となる警察署のサポートセンターでいじめ事案や相談について対応している。昨年度の県下のいじめを犯罪として検挙した件数は3件。前年(平成29年)と比べるとマイナス3件という状況。犯罪としては取り扱ってはいないが、警察が相談を受けたときのいじめに関する情報は平成30年は47件で、前年と比べるとマイナス18件という状況。検挙にしても情報にしても県の状況として減少傾向にある。浜松市においては六つの警察署があり、浜松中央署と浜松東署では少年サポートセンターが設置され、いじめに関する対応をしている。いじめに関する情報については県の状況と同様減少傾向にある。警察は今後も学校におけるいじめ問題について、教育現場における対応を尊重していく。さらに、犯罪行為があった場合には被害少年や保護者等の意向を踏まえて、必要な対応をしていくつもりである。

(静岡地方法務局法務局の取組)

＜静岡地方法務局浜松支局総務課長 鈴木 雅也＞

- 法務局は国の人権擁護機関で、実施している活動が見えにくいかもしれない。法務局は通常、不動産登記や商業法人などの登記を実施しているところだが、人権擁護事務も取り扱っている。何に取り組んでいるかという、基本的には、何か問題が起きないように人権の啓発活動を行っている。それでも何かしら起こってしまった場合には、その人たちの相談対応をしている。相談の中でアドバイスをするが、そこで十分納得が得られない人については「事件」として法務局職員や人権擁護委員が現場に訪れ、話を聞いた調整したりすることがある。人権に関することは子供だけではなく、大人も含めた全般的なことについて取り組んでいるが、特に子供に絞ると、「子供の人権SOSミニレター」や電話・メール相談、面接による相談を行っている。啓発をしてもそれでも起きてしまう相談への対応も行っている。啓発活動と相談は、人権擁護委員にお願いしている。何かあった時の対応は法務局が行っている。子供の人権SOSミニレターは毎年夏休みに入る少し前に全国の小中学校すべての児童生徒に配れるよう数をそろえて送付している。便箋と封筒がセットになっているものなので、子供たちはいじめに限らず子供として問題と思うことについて書いて送ることができる。送られたものについてはすべて法務局の職員や人権擁護委員が返事を出している。4月以降、特に7月以降に多いのだが、浜松の法務局に届いたのは約100件あった。これには浜松市だけではなく、磐田市、湖西市も含まれた数。そのうちいじめの件数は概算で約2～3割程度である。小学校低学年の児童で、「今まで一緒に帰ってくれていた友達が、ある日から一緒に帰ってくれない」などを含め、「嫌なことを言われる」、「ちょっとした暴力を振るわれる」などが大半である。平成18年度から行われている取組で、10年以上経っているが、導入当初は、どういう内容がきたのか学校に伝えていなかったことから、この取組に対する評判が悪かったという問題があった。一方、学校や先生には言えない内容の相談が寄せられるところがあるので高い評価もある。学校関係者には引き続き協力

をお願いしたい。

(浜松市人権擁護委員会の取組)

<浜松市人権擁護委員連絡協議会会長 杉山 幸夫>

- いずれの取組も法務局と連携して行っている。今年度は8月25日～9月4日に子供の人権110番の強化週間があり、人権カレンダーやポスターなどの啓発品を市内の小中学校に配り掲示してもらっている。人権教室については、夏休みの利用が多い放課後児童会において命の大切さ、いじめ、虐待に関する内容の紙芝居やゲームで楽しみながら実施している。人権書道は小学3・4年生、ポスターコンテストは5・6年生を対象に取り組んでいる。優秀作品についてはクリエイト浜松で開催される人権フェスティバルで展示している。12月7日のフェスティバル期間中はクリエイト浜松の2Fホールにおいて第1部として作文発表や表彰式を行う。第2部では日本パラリンピアンズ協会会長の河合純一さんを招いて講演会を実施する予定。これまで多くの著名人を招き、客も多く、関心をもって聞いてもらっている。中学生を対象として人権作文コンテストを実施している。1次、2次を経て9月24日に最終審査。優秀作品は市から県、県から全国へと進み、冊子となり全国の中学校に配布される。その冊子を利用して道徳の授業を行った学校もある。合同研修会では人権教育担当教員と人権擁護委員とが懇談し、問題点を拾い出すことで、解決に導き、連携していくための話し合いを行っている。

(浜松市こども家庭部児童相談所の取組)

<浜松市こども家庭部児童相談所長 鈴木 勝>

- いじめ問題に特化して取り組んでいるということではなく、あらゆる子供の相談に乗っている。とりわけいじめの問題としては、中学校ごとにケースワーカーを配置し、各機関へつなげていく相談活動をしている。ケースワーカーは26人体制で行っている。場合によってはいじめに伴った心的なダメージのケアを行い、そのサポート体制の充実にも努めている。臨床心理士を中心として12人体制で対応している。昨年、児童相談所が相談援助活動として対応した件数は2,534件で、そのうち、いじめを主訴とした件数は0件。児童虐待に関するものは575件と過去最多の数値を出している。その中で、例えばネグレクトの家庭を相談援助として扱い、その家庭の子供の洋服が汚れていて、体臭等が原因でいじめられたり不登校になってしまったりしたという相談は存在する。また、発達障がいの子供が対人関係の構築のしづらさからくるトラブルでいじめに発展しているような二次的な相談も受けている。学校、教育委員会、医療機関、その他関係する機関へのつなぎ、あるいは互いに情報共有をしながら相談援助を行っている。児童虐待がスポットライトを浴びている状況だが、虐待やいじめの対応について同様に早期発見・早期対応の前に未然防止に重点を置きながら歯止めがかかる状況をつくる必要がある。

(4) 第2回いじめ問題対策連絡協議会について

<浜松市子ども家庭部次世代育成課副主幹 足立 敏久>

- 第2回いじめ問題対策連絡協議会は12月9日(月)午後からを予定。内容は青少年育成センターが行

っているネットいじめ防止の情報モラル講座の見学。「浜松市いじめ問題対策取組一覧」によれば、表側の未然防止の欄に「ネットいじめ防止の情報モラル講座（青少年育成センター）」とある。この講座を皆さんに見学していただく。ねらいの2点目として、「相互理解を踏まえ機関の枠を超えて一緒に取り組めることがあるのではないかという連携強化」と伝えた。そのようなねらいから今回はこちらの協議会の中学校長代表である玉木委員の浜松市立江西中学校での開催とした。行政と学校が連携して事業を行っている様子を委員の皆さんにご覧いただき最後に協議会として議論を交わしていただきたい。

(5) その他

(全体を通じて質疑・意見)

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- 「浜松市いじめ問題対策取組一覧」は対象の欄に未就学児という項目があるが、未就学児にいじめがあるのかどうか。幼稚園の年長クラスではいじめはあるのかもしれないが、1～2歳児でいじめはあるのか。未就学児に対する親からのいじめは虐待と呼ぶ。児童相談所の鈴木委員の言った通り、いじめは年間137,000件あり、学校へ上がる前の虐待の問題をどのように早期発見するかの方が児童福祉にとっては深刻な事案である。いじめの問題の中には重篤な場合があり、自殺に至ってしまうようなケースもあるのだから、軽々しく考えてはならない。そのため表のつくりを考えた方が良い。関係機関についても予防や早期発見に適する機関でないものも含まれている。現在の表だと各機関の対応は未然防止と早期発見・早期対応であり、機関によっては事件が起こってからでなくては対応できないところもある。未然防止や早期発見がしやすい機関はどこで、早期対応のためにうちの機関はどこに位置するか、というように全体のつくりを変えた方が見やすくなる。

(応答)

<浜松市こども家庭部次世代育成課課長 小田切 峰二>

- いじめの問題は小学生でいきなり始まるものではなく、前の年代からの背景もあると思われる。そういう考えから未就学児という項目を設けている。小学校で突然いじめが始まるわけではないのでその前の背景まで捉えて対応していく必要がある。
- 表の細かい対応の内容を記載するという意見について、表の作成の段階で議論になったことではあるが、表にはそれぞれの機関の取組が書かれている。それに伴ってこの会議で各機関の取組事例を細かく説明してもらうことにより、認識を深めていくものであり、表のスペースを考えるとこのようなつくりになっている。改良点は今後考えていく。

(質疑・意見)

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- この表はいじめ問題の対策の取組に関するものではなく、関係機関の活動内容をまとめた表と言われればよく分かる。厳しい言い方をすればいじめとは関係がないと感じる部分もある。いろいろな団体がもう

少しいじめ対策の方へアプローチしていかないといけない。いじめ問題にどのように取り組んでいくかについて各団体の取組についてまとめようとするこの表は無理がある。表題を変えるか中身を工夫する必要があるように思う。

(応答)

<浜松市立赤佐小学校長 池端 利恭>

- 小学校に入ってくる前にいじめがあるのかないのかについて、小学校入学に際し、幼稚園や保育園段階におけるトラブルの報告がある。保護者への啓発等も含めて、小学校へ入学前の段階で考えるのは必要。